

## 意見聴取要請(平成21年11月19日現在)

平成21年11月19日現在で意見を求められている案件は下記のとおり。

## I【農林水産省から】: 食品安全基本法第24条1項に規定

<p>1 平成16年10月29日付け 16消安第5870号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)</li> <li>・ オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキササルジン液)</li> <li>・ アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ビクシリン)</li> <li>・ 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散25%)</li> <li>・ チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)</li> </ul>	<p>【再審査】 ※1</p> <p>【再審査】 ※1</p> <p>【再審査】 ※1</p> <p>【再審査】 ※1</p>	<p>審議中</p>
<p>2 平成17年3月11日付け 16消安第9969号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)</li> </ul>	<p>【再審査】 ※1</p>	<p>審議中</p>
<p>3 平成17年4月11日付け 17消安第66号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤</li> <li>・ セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセネル注)</li> </ul>	<p>【承認】</p> <p>【再審査】 ※1</p>	<p>審議中</p>
<p>4 平成17年8月5日付け 17消安第4663号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミンS(静注用))</li> <li>・ スルファメトキサゾール及びトリメプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)</li> <li>・ セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドライー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)</li> </ul>	<p>【再審査】</p> <p>【再審査】</p> <p>【再審査】</p>	<p>審議中</p>
<p>5 平成18年4月21日付け 17消安第13900号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)</li> </ul>	<p>【再審査】</p>	<p>審議中</p>
<p>6 平成18年11月6日付け 18消安第8073号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)</li> <li>・ リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)</li> </ul>	<p>【承認】 ※1</p> <p>【再審査】</p>	<p>審議中</p>

7 平成19年1月12日付け 18消安第10556号 ・フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフロール)	【承認】 ※1	審議中
8 平成20年1月11日付け 19消安第12021号 ・硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)	【再審査】 ※1	審議中
9 平成20年2月12日付け 19消安第12824号 ・塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)	【承認】 ※1	審議中
10 平成20年6月2日付け 20消安第2469号 ・トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン40、水産用フジペニン20、水産用フジペニンP)	【再審査】	審議中

※1 薬剤耐性菌を介した評価についてのみ審議中

## II【厚生労働省から】: 食品安全基本法第24条1項又は2項に規定

1 平成17年4月11日付け 厚生労働省発食安第0411002号 平成18年7月18日付け 厚生労働省発食安第0718011号 ・オルビフロキサシン (動物用医薬品)		審議中
2 平成17年9月13日付け 厚生労働省発食安第0913003号 平成18年7月18日付け 厚生労働省発食安第0718018号 ・アンピシリン(ナトリウム) (動物用医薬品)		審議中
3 平成17年9月13日付け 厚生労働省発食安第0913010号 平成18年7月18日付け 厚生労働省発食安第0718024号 ・ホスホマイシン(ナトリウム) (動物用医薬品)		審議中
4 平成17年9月13日付け 厚生労働省発食安第0913011号 平成18年7月18日付け 厚生労働省発食安第0718025号 ・スルファメトキサゾール (動物用医薬品)		審議中
5 平成17年9月13日付け 厚生労働省発食安第0913011号 平成18年7月18日付け 厚生労働省発食安第0718026号 ・トリメプリム (動物用医薬品)		審議中
6 平成17年9月13日付け 厚生労働省発食安第0913012号 平成18年7月18日付け 厚生労働省発食安第0718027号 ・セファピリン(ベンザチン、ナトリウム) (動物用医薬品)		審議中
7 平成18年9月4日付け 厚生労働省発食安第0904002号 ・タイロシン (動物用医薬品、飼料添加物)		審議中
8 平成18年10月16日付け 厚生労働省発食安第1016002号 ・ノルフロキサシン (動物用医薬品)		審議中
9 平成18年12月18日付け 厚生労働省発食安第1218004号 ・アモキシシリン (動物用医薬品)		審議中

10	平成18年12月18日付け ・ドキシサイクリン	厚生労働省発食安第1218010号 (動物用医薬品)	審議中
11	平成18年12月18日付け ・リンコマイシン	厚生労働省発食安第1218016号 (動物用医薬品)	審議中
12	平成19年2月5日付け ・エリスロマイシン	厚生労働省発食安第0205007号 (動物用医薬品)	審議中
13	平成19年2月5日付け ・スルフイソゾール	厚生労働省発食安第0205010号 (動物用医薬品)	審議中
14	平成19年2月5日付け ・セファレキシン	厚生労働省発食安第0205011号 (動物用医薬品)	審議中
15	平成19年3月5日付け ・ナラシン	厚生労働省発食安第0305026号 (飼料添加物、動物用医薬品)	審議中
16	平成19年3月5日付け ・モネンシン	厚生労働省発食安第0305027号 (飼料添加物、動物用医薬品)	審議中
17	平成19年3月5日付け ・クラブラン酸	厚生労働省発食安0305030号 (動物用医薬品)	審議中
18	平成19年3月19日付け ・スルファチアゾール	厚生労働省発食安第0319001号 (動物用医薬品)	審議中
19	平成19年3月19日付け ・スルファジメトキシ	厚生労働省発食安第0319005号 (動物用医薬品)	審議中
20	平成19年3月19日付け ・スルファモノメトキシ	厚生労働省発食安第0319006号 (動物用医薬品)	審議中
21	平成19年5月22日付け ・フェノキシメチルペニシリン	厚生労働省発食安第0522006号 (動物用医薬品)	審議中
22	平成19年8月28日付け ・ジクロキサシリン	厚生労働省発食安第0828004号 (動物用医薬品)	審議中
23	平成20年6月2日付け ・トピシリン	厚生労働省発食安第0602008号 (動物用医薬品)	審議中
24	平成20年9月12日付け ・アビラマイシン	厚生労働省発食安第0912006号 (飼料添加物、動物用医薬品)	審議中
25	平成20年9月12日付け ・エフロトマイシン	厚生労働省発食安第0912007号 (飼料添加物)	審議中
26	平成21年3月10日付け ・ビコザマイシン	厚生労働省発食安第0310004号 (飼料添加物、動物用医薬品)	審議中
27	平成21年3月10日付け ・セファズリン	厚生労働省発食安第0310001号 (動物用医薬品)	審議中
28	平成21年3月10日付け ・ダノフロキサシン	厚生労働省発食安第0310002号 (動物用医薬品)	審議中

<p>29 平成21年3月10日付け 厚生労働省発食安第0310003号          ・ ナナフロシン (動物用医薬品)</p>	<p>審議中</p>
---	------------

Ⅲ【農林水産省から】食品安全法第24条3項(薬剤耐性菌)

<p>1 平成15年12月8日付け 15消安第3979号</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づき飼料添加物として指定されている抗菌性物質が飼料添加物として飼料に添加され家畜等に給与された場合に、選択される薬剤耐性菌について</li> </ul> <p><b>【飼料添加物】</b>          亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、セデカマイシン、センデュラマイシンナトリウム、デストマイシンA、ナラシン、ノシヘプタイド、バージニアマイシン、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、ラサロシドナトリウム、硫酸コリスチン、リン酸タイロシン、アンプロリウム、エトパベート、スルファキノキサリン、クエン酸モランテル、デコキネート、ナイカルバジン、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>薬事法第14条第1項(第23条において準用する場合を含む。)の規定に基づき承認されている動物用医薬品の主成分のうち飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められている抗菌性物質が薬事法又は獣医師法の規定に従い動物用医薬品として家畜等に投与された場合に、選択される薬剤耐性菌について</li> </ul> <p><b>【動物用医薬品】</b>          アミノグリコシド系抗生物質、テトラサイクリン系抗生物質、ペプチド系抗生物質、マクロライド系抗生物質、安息香酸ピコザマイシン、ピコザマイシン、スルフォンアミド系合成抗菌剤、アンプロリウム、エトパベート、デコキネート、ナイカルバジン</p>	<p>審議中</p>
--	------------